

中間前金払制度について

1. 趣旨

当町が発注する建設工事について、受注者の調達資金の安定化を図るため、中間前金払制度を導入します。

2. 中間前金払制度とは

当初の前払金(請負代金額の10分の4以内の額)に加え、工期半ばに前払金(請負代金額の10分の2以内の額)を追加して支払う制度です。

3. 中間前金払制度の主なメリット

- ・施工資金を円滑に調達できます。
- ・部分払に比べ工事出来高検査がなく、比較的簡単な手続で工事代金を受け取ることができます。

4. 対象工事

請負代金額が130万円以上で、既に当初の前払金の支払を受けている土木建築工事。

5. 認定要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払が行われていないこと。

6. 債務負担行為又は継続費に係る工事の取扱い

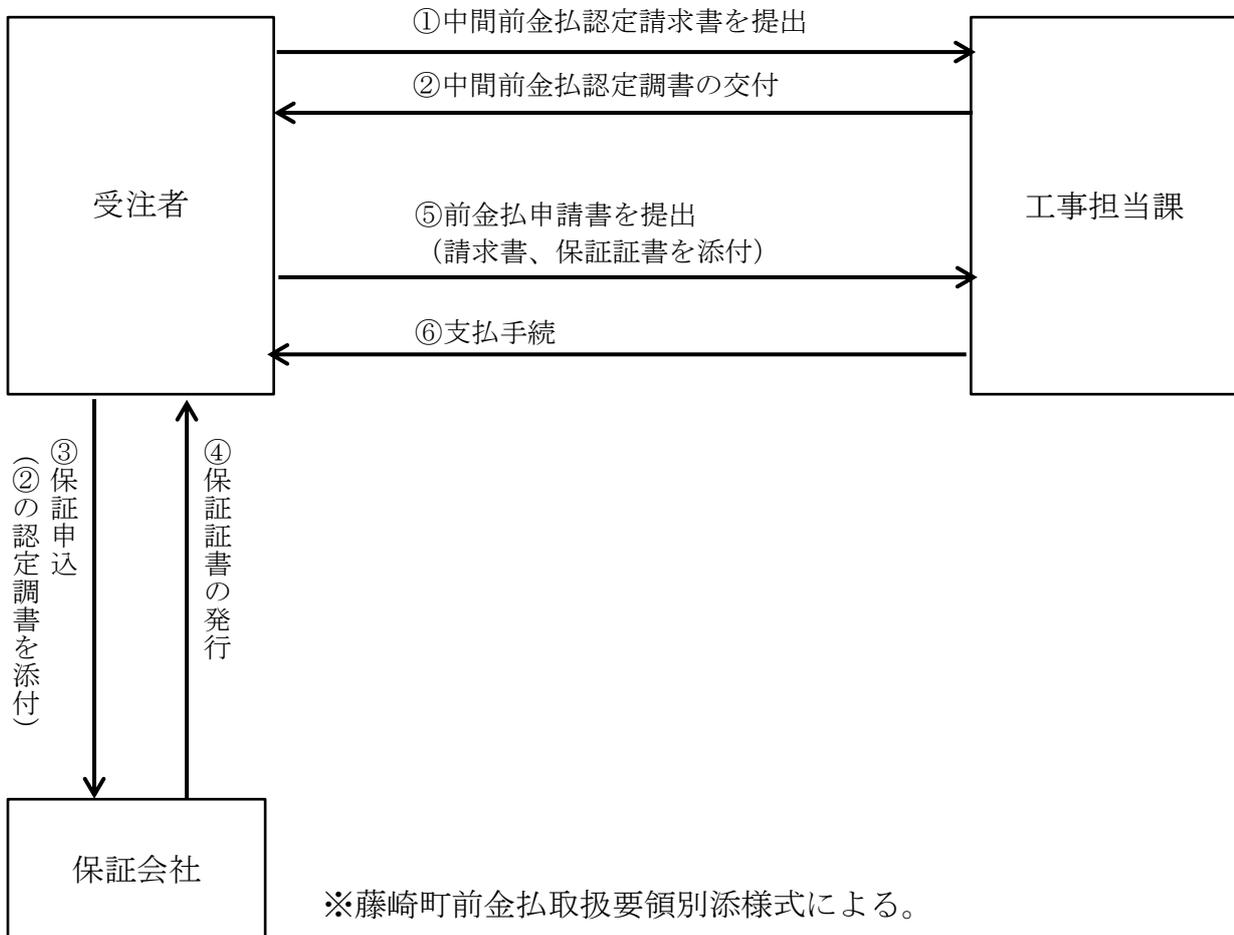
債務負担行為又は継続費により工事の期間が複数の年度にわたる場合については、各年度の出来高予定額に対して中間前払金を請求することができます。

その場合、上記5の要件について、「工期」を「当該年度における工事実施期間」と、「当該工事」を「当該年度における工事」と、「請負代金額」を「当該年度における出来高予定額」と読み替えて適用します。

7. 中間前金払と部分払の選択

同一の契約において、中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができ、両方を受けることはできません。ただし、債務負担行為又は継続費に係る契約で工期が複数年度にわたるものや、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず繰越となるものについては、中間前金払を行った場合であっても、出来高部分に応じて年度末に部分払を請求することができます。

8. 認定請求及び支払請求の流れ



① 認定の請求

受注者は工事担当課に対して、中間前金払認定請求書（様式第2号）及び工事履行報告書（様式第3号）を提出して下さい。なお、工事履行報告書には、進捗状況を記した工程表を添付してください。

② 認定調書の交付

工事担当課は、認定要件を満たしているか調査（原則として「工事履行報告書」による書面確認とし、現地確認は行わない。）を行い、その結果、認定要件を満たしている場合は、原則7日以内に中間前金払認定調書（様式第4号）により受注者に通知します。

③ 保証申込

受注者は、中間前金払認定調書（写し）を添えて、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。

④ 保証証書の発行

受注者は、保証事業会社と保証契約を締結し、中間前払金の保証証書を発行しても

らいます。

⑤中間前払金の請求

受注者は保証事業会社から中間前払金の保証証書の発行を受けた後、前金払申請書（様式第1号）に請求書（任意様式）及び工事内訳表（様式第1号別添）、当該保証証書を添えて工事担当課に提出します。

⑥中間前払金の支払

工事担当課は、請求を受けた日から起算し14日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。

9. 実施時期

平成31年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用します。